

福岡県公報

平成十七年十月二十六日
第二千四百五十三号
増刊 (1)

目次

規則(第八十五号)

○福岡県高等技術専門校等運営規則の一部を改正する規則

(職業能力開発課)

規則

福岡県高等技術専門校等運営規則の一部を改正する規則
平成十七年十月二十六日

福岡県知事 麻生渡

福岡県規則第八十五号

福岡県高等技術専門校等運営規則の一部を改正する規則

福岡県高等技術専門校等運営規則(昭和四十五年福岡県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条ただし書を次のように改める。

ただし、天災その他やむを得ない場合であつて知事が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時休校することができる。

第二条に次の二項を加える。

2 前項ただし書により、臨時休校した場合は、校長は、次に掲げる事項を速やかに知事に報告しなければならない。

一 天災その他やむを得ない事由の概要

二 訓練を行わない時間数又は日数

三 その他校長が必要と認める事項

様式第二号中

この規則は、公布の日から施行する。

視力	左()
色覚	右()
聴力	左 右

視力	左()
聴力	左 右

に改める。

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
株福岡市
式市東区箱
会社崎ふ
川頭六島
丁目弘文
番文四
二社号

定価
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)